

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第二十二号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十三の六の項の次に次のように加える。

五十三の七	道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	七万九千二百円
-------	---	---------

五十三の八	道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	七万八千五百円
-------	--	---------

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。